

令和6年6月19日

業界団体の長あて

消費者庁 消費者政策課  
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室  
国土交通省 不動産・建設経済局 不動産業課  
国土交通省 不動産・建設経済局 参事官（不動産管理業）  
国土交通省 住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）

#### L P ガス料金等の情報提供に関する不動産関係者への要請について

賃貸集合住宅の入居者は、入居した後になってからL P ガス料金を知ることが多く、料金に不満があっても受け入れるしかないという状況におかれており、消費者保護の観点から問題となっています。

このような状況を踏まえ、消費者が賃貸集合住宅の入居前にL P ガス料金の多寡を知ったうえで入居を可能とする観点から、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法施行規則）を改正し、L P ガス事業者において、賃貸集合住宅への入居希望者からL P ガス事業者に対して直接L P ガス料金等の情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付けするとともに、不動産関係者を通じて入居希望者に対し、L P ガス料金を事前提示することとしました。同施行規則は令和6年4月2日に公布しており、同年7月2日に施行されます。

今後、不動産関係者におかれては、液石法施行規則の改正により、L P ガス事業者から、L P ガス料金表等の情報があらかじめ提供されていることが前提となることを踏まえ、一層の消費者利益の擁護、増進の観点から、以下について御協力をお願いいたします。

- ① L P ガス料金表等の情報があらかじめL P ガス事業者から提供されている場合においては、L P ガス供給をしている（今後供給しようとする場合も含む。）賃貸集合住宅の入居希望者が賃貸借契約を締結する前に、当該入居希望者に対しL P ガス料金等の情報を適切に提供すること
- ② L P ガス料金表等の情報があらかじめL P ガス事業者から提供されていない場合においては、賃貸借契約を締結する前の入居希望者に対し、L P ガス事業者に直接要請を行うことによりL P ガス料金等の情報の提示を受けることができる旨を、必要に応じて情報提供すること

なお、当該周知に関し別添のとおり一般消費者向けの注意喚起ポスターを作成しましたので御活用ください。

以上